

公告第2620号

関係会社等健康管理特別指定制度を、下記のとおり改正しましたので、公告いたします。

2023年7月26日

NXグループ健康保険組合
理事長 佐竹 陽一



関係会社等健康管理特別指定制度改正の件

標記につきまして、下記のとおり改正したく、ご承認をよろしくお願いいたします。

記

1. 制度名
現行制度名) 関係会社等健康管理特別指定制度 (2019年7月1日制定/2020年8月1日改訂)
新制度名) 加入事業所健康管理特別指定制度
2. 改正日
2023年8月1日
3. 背景
NXグループ健保は日本通運㈱を除く関係会社に対して健康管理特別指定制度を策定し、指定された事業所に対し改善策に取り組むよう助言・協力をしてきた。
日本通運㈱は独自で指定制度を設け選定してきたが、ホールディングス制になったことにより、関係会社と同様に健保が指定する基準で指定することとなった。
4. 主な変更点
 - A. 日本通運㈱も同制度を利用し、特定支店別に対象支店を指定する
 - B. 被保険者対象の指定基準を「肥満・血糖・血圧・脂質・喫煙率」から、最重要課題である「肥満・喫煙」の2つにする
 - C. 従前はワーストの中で特に改善が必要な事業所を選定(約10事業所)してきたが、新制度では、指定基準を超えた事業所をすべて指定する
 - D. 指定期間が当該年度末までとなっていたが、事業所の年度と健保年度が異なっているため、指定月から1年間とする
 - E. 健保が実施する施策に顕著な取り組みをした事業所については、翌年度、指定基準を超えた場合でも指定免除とする

以 上

加入事業所健康管理特別指定制度

1. 目的

NXグループ健康保険組合（以下「NXグループ健保」という）加入の被保険者の健康状態の改善を図り、被扶養者の生活習慣病を予防することにより被保険者世帯の健康の保持・増進を実現することで、健康で笑顔あふれる職場をつくる。

2. 指定単位 NXグループ健保加入事業所とする。日本通運(株)は特定支店別に指定する。

3. 指定区分 A. 健康管理特別指定事業所（被保険者対象） B. 健康管理特別指定事業所（被扶養者対象）

4. 指定基準

A. 被保険者対象

（1）被保険者が50名以上の事業所とする。

（2）評価項目として前年度の特定健康診査もしくは定期健康診断における下記2項目とする。

a. 肥満（BMI25以上） b. 喫煙（問診票の「たばこを吸っている」と回答したもの）

（3）選定方法

・上記（2）項の肥満率、喫煙率それぞれを算出する

・肥満率が40%以上の事業所を健康管理特別指定事業所（被保険者対象）とする。

・喫煙率が40%以上の事業所を健康管理特別指定事業所（被保険者対象）とする。

B. 被扶養者対象

（1）被扶養者特定健康診査対象者が50名以上の事業所とする。

（2）前年度の被扶養者の特定健康診査受診率が30%未満のうち、特に改善が必要と認める事業所を健康管理特別指定事業所（被扶養者対象）とする。

5. 指定の方法・指定期間・指定免除

A. 前年度の健診データが概ね揃う7月に、指定基準に基づき決定する。

B. 決定後、当該事業所に、NIPPON EXPRESS ホールディングス(株)人財戦略統括部長、NXグループ健保理事長連名で指定通知する。

ただし、NIPPON EXPRESS ホールディングス(株)との資本関係がない事業所については、NXグループ健保理事長単独で指定通知する。

C. 指定期間は、指定月から1年間とする。

D. 指定免除

当該事業所において、NXグループ健保が実施する施策（肥満対策、喫煙対策等）に顕著な取組みをした場合、翌年度の健診結果が指定基準を超えた場合であっても、翌年度の指定を免除する。

6. 改善の取組

A. 被保険者対象

（1）指定を受けた事業所はトップの指示のもと、改善策の立案・実践に取り組む。生活習慣病のリスク因子とされる「肥満」と「喫煙」の改善に重点的に取り組むこと。

（2）NXグループ健保は当該事業所にヒアリングを行い、改善策の立案・実践に助言・協力する。当該事業所の課題に応じた施策を提案し、改善への取組みを推進する。

B. 被扶養者対象

（1）NXグループ健保が提供する被扶養者向け特定健診サービスを受診するよう被保険者を通じて受診を勧奨する。

7. 実施日 この制度は、2023年8月1日から実施する。

以 上